

## 教育委員会 3 月定例会 会議録

1. 日 時 令和3年3月18日(木)午後4時00分～
2. 場 所 ウララⅡ(7F) 会議室1
3. 出席委員 教育長 井坂 隆  
職務代理者 今野登喜子  
委 員 鈴木敏之  
委 員 岡島 学
  
4. 委員以外の出席者  
教育部長 羽生元幸 参 事 菊地正和  
教育総務課 藤井 徹 学 務 課 田中裕之  
文化生涯学習課 中澤達也 スポーツ振興課 根本卓也  
指 導 課 中山 弘 学校給食センター 寺崎敏彦  
図 書 館 大貫三千夫
  
5. 議 題
  - (1) 議 案  
議案第40号 令和3年度土浦市教育行政方針(案)について (教育総務課)  
議案第41号 土浦市教育委員会事務局組織規則の一部改正について (教育総務課)  
議案第42号 土浦市教育委員会事務決裁規程の一部改正について (教育総務課)  
議案第43号 土浦市就学援助規則の一部改正について (学務課)  
議案第44号 土浦市立学校給食センター条例施行規則の一部改正について (学務課)  
議案第45号 土浦市青少年センター条例施行規則の一部改正について (文化生涯学習課)  
議案第46号 土浦市青図書館条例施行規則の一部改正について (図書館)  
議案第47号 土浦市立学校管理規則の一部改正について (指導課)  
議案第48号 学校医・学校歯科医・学校薬剤師及び産業医の委嘱について (学務課)  
議案第49号 土浦市文化財保護審議会委員の委嘱について (文化生涯学習課)  
議案第50号 土浦市藤沢集会所運営委員会委員の委嘱について (文化生涯学習課)  
議案第51号 土浦市スポーツ推進委員の委嘱について (スポーツ振興課)  
議案第52号 土浦市教育委員会教育長の辞職の同意について (教育総務課) (非公開)
  - (2) 協 議  
① 令和3年度土浦市学校教育指導方針(案)について (指導課)
  - (3) 報 告  
① 令和3年第1回土浦市議会定例会一般質問について (学務課・指導課)  
② 土浦市就学前教育連絡調整会議設置要綱の一部改正について (文化生涯学習課)  
③ 土浦市保幼少連絡協議会設置要綱の一部改正について (文化生涯学習課)  
④ 土浦市コミュニティ・スクール推進委員会設置要綱の制定について (文化生涯学習課)  
⑤ 土浦市子ども会育成連合会事業補助金交付要項の一部改正について (文化生涯学習課)

- ⑥ 土浦市放課後子ども教室推進事業運営委員会要項及び土浦市放課後子ども教室推進事業実施要綱の廃止について (文化生涯学習課)
  - ⑦ 土浦市文化財保存活用地域計画推進協議会設置要綱の制定について (文化生涯学習課)
  - ⑧ 土浦市立図書館資料の弁償に関する要綱の一部改正について (図書館)
  - ⑨ 土浦市立図書館資料の利用制限に関する要綱の一部改正について (図書館)
  - ⑩ 第3次土浦市子ども読書活動推進計画の策定について (図書館)
  - ⑪ いじめ重大事態発生報告について (指導課) (非公開)
- (4) その他
- ① つちうら保幼少接続カリキュラムについて (文化生涯学習課)
  - ② 令和3年土浦市成人式の開催について (文化生涯学習課)

6. 傍聴者 なし

7. 議事内容

教 育 長 それでは、3月の定例会を始めます。次第に従って進めます。  
教育長報告事項をお願いします。

教育総務課 ————— 2月19日以降の行事について報告 —————

教 育 長 ありがとうございます。3月1日のところに、第39回のコロナ感染症対策本部会議ということで、39回やって、この後何回まで続くのかということが非常に心配ですけれども、首都圏は緊急事態宣言を解除するようですけれども、東京は今日も300人近く新規感染者が出たということで、油断はできない状況かと思えます。土浦市も依然として、つくばに次いで県内で2番目となっていますので、油断できない状況です。

3月10日に常総学院の表敬訪問がありましたが、5年ぶりの選抜野球大会への出場ということで、活躍を期待したいと思います。

15日には、JA水郷つくばより、通学帽の贈呈式がありました。

そして、文教厚生委員会で予算関係のことを審議して、今日の定例会でございます。ご質問はございますか。

それでは、議案第40号 令和3年度土浦市教育行政方針(案)について、教育総務課をお願いします。

教育総務課 令和3年度土浦市教育行政方針(案)について説明をさせていただきます。

資料は、定例会の次第2ページと、別冊で資料1、そして、事前に配付させていただきました教育行政方針(素案)に係る意見、質問への回答についてというものが資料にはなります。

教育行政方針につきましては、さきの2月定例会において、教育行政方針(素案)について説明をさせていただき、その後、委員の皆様よりご意見、ご質問をいただきました。いただいたご意見等への回答は、事前配付資料の下の回答についてのとおりでございます。

今回議案として上程いたしました令和3年度土浦市教育行政方針(案)が、回答の

内容を基に素案を一部修正したものです。修正箇所は2か所ございますので、順に説明をさせていただきます。

まず、資料1の1ページをお願いいたします。

下の部分になりますが、鈴木委員より、基本方針4と基本方針5の説明文の文中に「各種イベントは新型コロナウイルスの感染状況を見ながら開催を検討します。」という一文を入れてはどうかというご意見をいただきましたが、新型コロナウイルスへの対策は教育行政全般に関わるため、1ページに「新型コロナウイルス感染症対策について」という項目を設けまして、感染防止対策について網かけのとおり追記いたしました。

次に、10ページをお願いいたします。

中ほどのところになりますが、オの給食費の未納対策強化について、今野委員より、土浦としてどのような具体策を講じるのかというご質問をいただきました。本市では、令和4年度から保護者からの給食費の徴収、管理業務を市が行う予定であることから、網かけ部分の追加、追記をいたしました。

以上のとおり、素案を修正し（案）としております。ご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

なお、ご承認をいただければ、（案）を取りまして、令和3年度土浦市教育行政方針といたします。また、この後、市のホームページ等にて公開をいたします。

説明は以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。教育行政方針について2か所の追加で、給食費のほうは市のほうで徴収をするということでございます。2か所の訂正がありましたが、よろしいでしょうか。

続きまして、議案第41号 土浦市教育委員会事務局組織規則の一部改正についてお願いします。

教育総務課

定例会資料の6ページをお願いいたします。

土浦市教育委員会事務局組織規則の一部改正について、説明させていただきます。

1番の改正の趣旨でございますが、令和3年度の機構改革のより、規則の一部改正を行うものです。

3番の改正の内容になります。一つ目が、学務課保健給食係を廃止して、学校保健業務を、同じ学務課の学事係へ移管します。

二つ目、文化生涯学習課を生涯学習課及び文化振興課へ分割再編します。これに伴い、所管施設の再配置及び分掌事務を定めます。

三つ目です。文化生涯学習課の放課後児童クラブ業務がこども未来部保育課へ移管されることから、分掌事務を削除します。

詳細は、7ページから21ページになります。後でご参照をお願いいたします。

21ページをお願いいたします。こちらは組織図になります。

変更点ですが、学務課、こちらがこれまで二つありまして、保健給食係が統合されて学事係一つになります。

また、その下になりますが、文化生涯学習課が生涯学習課と文化振興課に再編されます。所管の施設につきましては記載のとおりです。

説明は以上でございます。

教 育 長

令和3年度の市の組織改革により、21 ページのように教育委員会も、生涯学習課と文化課を一つにしたばかりですが、元のおりに戻すということの案でございます。ご意見等ございますでしょうか。

今 野 委 員

意見ではなく質問なんですけれども、組織がよく分からないので、こども未来部保育課というのは、そうするとどこに入るんですか、全く独立しているんでしょうか。

教 育 部 長

私のほうから説明します。基本的には、保健福祉部が今6課体制であります。社会福祉課、障害福祉課、そこに、こども福祉課、国保年金課、高齢福祉課というような形でございます。それが、本庁の1階にあるんですけれども、市長の公約にあります、子どもに特化した部分を以前からつくりたいということがございまして、こども未来部という形で保健福祉部を分ける形になっています。

保健福祉部のほうは、そのこども未来部に、今ある、こども福祉課とこども相談課の2課を取り出しまして、こども未来部という形にして、なおかつ、保健センターに母子の支援、母子の保健をやっているところがありますが、それをこども未来部に入れるというものです。なおかつ、教育委員会にあります生涯学習青少年係の業務のうちの放課後児童対策のほう、これもこども未来部のほうに持っていくということで、今、新たに保育課もつくって児童福祉、その辺を充実させているという形になってございます。

ただ、本庁の1階に、それらの課を押し込むというのが非常に難しい状態になっていまして、保育課、保育所の申込みと放課後児童の部分については、この庁舎の8階の一番奥に図書室みたいなどころがあるんですけれども、そこを今改装していまして、そちらに保育課という形で十数名が入る予定になってございます。

こども未来部、1階に全部収まればよかったんですけれども、なかなか今の庁舎、どこの部分も市民課、高齢福祉課とかをこちらの庁舎に持ってくるわけにもいきませんので、こども未来部は新たに新設されますが、1階とこのウララⅡの8階に分かれるという形になってございます。

ただ、ウララⅡの8階で、こどもランドを今まで教育委員会が所管していたんですけれども、そのこどもランドも保育課で所管して、フロア一体的にというようなイメージになってございます。

また、東崎分園もあちらにございますので、一体的にその8階をこども未来部、青少年指導室の部分は教育委員会に残っているんですが、そういった形での利用ということになってございます。

教 育 長

よろしいですか。

8階は今、工事の音が聞こえると思いますけれども、急遽工事を進めています。

教 育 部 長

何とか3月いっぱい終わらせるということで今工事をしております。

教 育 長

よろしいでしょうか。

今 野 委 員

はい。

教 育 長

続きまして、議案第42号 教育委員会事務決裁規程の一部改正について、お願いします。

教育総務課

定例会の資料の24ページをお願いいたします。

土浦市教育委員会事務決裁規程の一部改正について、説明させていただきます。

1番、改正の趣旨は、令和3年度の先ほど説明させていただきました機構改革により、文化生涯学習課が生涯学習課及び文化振興課に分割再編されることから、規程を一部改正するものです。

3番の改正の内容になりますが、一つ目は、生涯学習課及び文化振興課の専決事項を定めるものです。また、2番目と3番目につきましては、実務に合わせた改正を行うものでございます。

詳細は25ページから37ページになりますが、後でご参照をお願いいたします。

説明は以上です。

教 育 長

議案第42号、機構改革に伴う文言の整理ということでございます。

よろしいですか。

続きまして、議案第43号 土浦市就学援助規則の一部改正について、学務課お願いします。

学 務 課

資料の40ページをお願いいたします。

土浦市就学援助規則の一部改正について、改正の趣旨としましては、困窮している世帯の児童生徒に対し適切な支援を迅速に実施するとともに、保護者の申請手續の負担軽減、教職員の長時間勤務の是正等を図るため、規則を一部改正するものでございます。

主な改正の内容についてご説明いたします。

困窮している世帯の児童生徒に対する適切な支援の実施につきましては、就学援助規則第2条、第3条関係として、対象となる者の定義について見直しを行いました。

(1)の令和3年4月の茨城県立土浦第一高等学校附属中学校の開校に伴い、県立中学校の生徒を制度の対象に加えるとともに、県立中学校、中等教育学校前期課程の在籍者については、生徒及び保護者のいずれもが市内在住でない場合は、就学援助の対象とならないことを規定したものでございます。

次に、第4条関係としましては、援助の種類のうち(2)の小学校6年生または義務教育学校前期課程6年生の準要保護者で、希望する方に支給している冬用制服につきましては、市立中学校等に進学する場合、ワイシャツ、ブラウス等を除く冬用制服を現物支給しておりますが、県立中学校や私立中学校など、市立中学校など以外の中学校に進学する方に対しては、現物支給と同程度とする制服購入費の一部を新たに支給できるように変更いたします。

また、保護者の申請手續の負担軽減及び教職員の長時間勤務の是正等を図るための見直しとして、第7条及び第10条関係ですが、(4)の毎年1月1日時点で市内に住民票のある方は、申請時に所得証明など前年の所得を確認できる書類を添付しておりましたが、その添付を廃止し、申請手續を簡略化いたします。

(5)の就学援助の支給方法につきましては、令和2年度までは学校長の口座に振り込んでいたものを受給者の指定する口座に振り込むことで、受給者が学校まで現金を取りに行く手間や就学援助費支給に係る教職員の業務を軽減し、長時間勤務の是正を図るものでございます。

施行日につきましては、令和3年4月1日からでございます。

なお、資料 42 から 45 ページまでが改正案、55 ページから 82 ページが新旧対照表となっております。

説明は以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。就学援助、このように土浦市の就学援助は、現在、生徒の 11% ですよ。他の市町村は 4～5% なんですけど、経済的に困っている家庭が多いということが言えると思います。それに対する対応でございます。ご意見ございますでしょうか。

岡 島 委 員

この申込み方法って、どういうふうになっているんですか。学校へ申請するような形になるんですか。

学 務 課

入学の日に、申請書等を一緒に全児童生徒に配付いたします。学校を通じて申請をしますが、そのときに所得証明をつけていたものを、所得証明を取るのも、なかなか役所がやっている時間に来て作るのも大変ですし、事務の方たちも、先生たちもそれを取りまとめたり、チェックしたりするのが大変だということで改正するものでございます。

教 育 長

そのほかございますか。

続きまして、議案第 44 号 土浦市立学校給食センター条例施行規則の一部改正について、お願いします。

学 務 課

資料の 88 ページをお願いいたします。

土浦市立学校給食センター条例施行規則の一部改正についてご説明いたします。

改正の趣旨としましては、令和 3 年 4 月から開設する茨城県立土浦第一高等学校附属中学校の生徒及び教職員に対し、市給食センターからの学校給食に伴い、規則の一部を改正するものでございます。

主な改正の内容につきましては、(1) の当該附属中学校の生徒及び教職員の給食費の月額について、規則第 3 条第 2 項に追記いたしました。

また、(2) として、給食費の取りまとめを行う者として、土浦第一高等附属中学校長と第 3 条第 3 項に追記いたしました。

その他の改正内容につきましては、文言の修正でございます。

施行日につきましては、令和 3 年 4 月からでございます。

なお、資料の 89 ページ、90 ページが改正案、91 ページから 93 ページが新旧対照表となっております。

説明は以上でございます。

教 育 長

学校給食を県立中学校も行うということに伴う改正で、水戸一高も中学校をつくるんですけども、水戸は提供しないということです。自校方式が水戸では多いということかもしれません。土浦市は、給食センターのほうから提供します。1 万 2,000 食の中に十分に入る人数ですので、その範囲内でやっていくということです。

よろしいでしょうか。

続きまして、今度は議案第 45 号 土浦市青少年センター条例施行規則の一部改正について、文化生涯学習課お願いします。

文化生涯学習課

定例会資料の 96 ページをお願いいたします。

土浦市青少年センター条例施行規則の一部改正につきましては、令和 3 年 4 月から

の組織改編により、青少年センター内の施設であるこどもランドが市長部局に移管されますことから、2月の教育委員会定例会で青少年センター条例の一部改正について御承認を頂いたところでございますが、これに伴い、青少年センター条例施行規則の一部を改正するものです。

改正の主な内容は、教育委員会の教育長に対する事務委任規則により、「教育委員会」を「教育長」に改めることと文言の修正が主な内容でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長

青少年センター条例の改正に伴う施行規則の一部改正ということでございます。文言の改正ということでございますが、ご質問ございますでしょうか

議案第46号 土浦市青図書館条例施行規則の一部改正について、お願いします。

図 書 館

土浦市図書館条例施行規則の一部改正についてご説明をいたします。

定例会資料の108ページのほうをお願いします。

なお、この議案につきましては、次第の、後ほど報告いたします報告事項の(8)、(9)でご説明をさせていただきます図書館資料の弁償に関する要綱の一部改正並びに図書館資料の利用制限に関する要綱の一部改正、この二つと関連した案件になりますので、併せて改正することになります。そのため、こちらで改正全体の概要、趣旨について、初めにご説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、本を借りていただいた方、貸出しを受けた利用者の方が、本を破損、汚損、また紛失などした場合の賠償や賠償の免除等について、運用内容を改めるものです。

その中で、弁償に関する要綱につきましては、具体的な賠償の方法や免除等について、実情に即した運用内容に改めるといような内容になっております。

施行規則につきましては、現在、弁償に関する要綱に規定されております弁償に依拠いただけない利用者の方への利用の制限に対しての規定を、施行規則内で定めるとともに、条文の見直し、用語の修正を図るものです。最後の利用制限に関する要綱につきましては、その二つに併せまして文言、用語を修正するという形になります。

それでは、108ページの施行規則の主な改正内容をご説明させていただきます。資料の2の改正の内容をご覧ください。

(1)の施行規則第17条で、図書の貸出しを受けた利用者が返却の延滞をした場合の督促、また貸出し停止等の制限について定めておりますが、新たに、これまで弁償に関する要綱で規定しておりました図書の誤破損、紛失等について、図書館からの損害賠償に応じない場合も同様に利用の停止の制限をすることができる点を定めております。そのほか(2)、(3)は、図書館条例や施行規則に準じて、文言や用語を修正するものです。

詳細につきましては、109ページからの規則改正案及び新旧対照表をご参照願います。説明は以上です。

教 育 長

ありがとうございます。図書館条例施行規則の一部改正については、借りた本とか物品を破損した人が、弁償しないということがあった場合には、貸出し制限をするということが主な内容です。

ご質問ございますか。

それでは、議案第 47 号 土浦市立学校管理規則の一部改正について、指導課お願いします。

指 導 課

議案第 47 号 土浦市立学校管理規則の一部改正についてご説明いたします。

こちらの改正につきましては、コミュニティ・スクールに関する改正でございます。1 番の改正の趣旨でございます。学校評議員を土浦市コミュニティ・スクール推進委員に代えるため、並びに表記等の不備を修正するために、土浦市立学校管理規則の一部を改正するものでございます。

2 番の改正の内容でございます。(1) 番、第 17 条の 2 の「学校に、学校評議員を置く。」の後に「ただし、新治学園義務教育学校については、この限りではない。」を加えます。新治学園義務教育学校におきましては、コミュニティ・スクールに向けての研究推進校として、令和 3 年、4 年の 2 年間をかけて、学校評議員の代わりに土浦市コミュニティ・スクール推進委員を置くこととなります。

次に、(2) 番と (3) 番につきましては、表記等の修正になります。

詳細につきましては、次のページからの規則案文及び新旧対照表をご参照いただければと存じます。

施行日につきましては、令和 3 年 4 月 1 日より改正したいと考えております。

説明は以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。コミュニティ・スクールの移行に伴って、新治学園でまず 2 年間の施行をして、それを基に市全体へ広げていくということでの一部改正でございます。これは議会の質問にも出てきた内容であるかと思えます。よろしく願います。

国の制度がそのようになっていますので、それに合わせるということです。

続きまして、議案第 48 号 学校医・学校歯科医・学校薬剤師及び産業医の委嘱について、学務課お願いします。

学 務 課

資料の 140 ページをお願いいたします。

学校医・学校歯科医・学校薬剤師及び産業医の委嘱について、こちらにつきましては、土浦市立学校管理規則第 18 条及び土浦市立幼稚園管理規則第 8 条並びに土浦市学校医・学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱に関する要綱の規定に基づき、委嘱しております。

また、産業医につきましては、土浦市立学校教職員衛生管理要綱第 10 条の規定に基づき委嘱してございます。

令和 3 年度につきましては、資料の 142 ページをお願いいたします。

令和 3 年度学校医・学校歯科医・学校薬剤師及び産業医委嘱者一覧のとおり委嘱するものでございます。

なお、表中、変更となる先生方につきましてはアンダーライン、新たに委嘱させていただく先生方につきましてはアンダーラインと米印をつけさせていただいております。それ以外の先生方につきましては、令和 2 年度に引き続き再任となるものでございます。

委嘱期間につきましては、令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まででございます。



す。

説明は以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。学校医、歯科医、薬剤師、産業医の委嘱について、新しい方には、米印やアンダーラインが表示されています。

鈴木委員、何かご意見等ございますか。

鈴 木 委 員

大丈夫です。

教 育 長

よろしいですか。

それでは、議案第 49 号 土浦市文化財保護審議委員会員の委嘱について、文化生涯学習課お願いします。

文化生涯学習課

土浦市文化財保護審議会委員の委嘱についてご説明いたします。

定例会資料の 146 ページをお願いします。

文化財保護審議会委員の任期が令和 3 年 3 月 31 日をもって満了となることから、土浦市文化財保護審議会条例第 4 条規定に基づき委員の委嘱をするものです。

委員につきましては、8 名全員が継続でお願いするものです。任期は令和 3 年 4 月 1 日から 2 年間となります。

説明は以上でございます。

教 育 長

議案第 49 号でございますが、8 名全員継続ということでの案となります。

ご意見等ございますか。

それでは、議案第 50 号 土浦市藤沢集会所運営委員会委員の委嘱について、文化生涯学習課お願いします。

文化生涯学習課

定例会資料の 150 ページをお願いいたします。

土浦市藤沢集会所運営委員会の任期は、令和 2 年 4 月から令和 4 年 3 月 31 日までと定められておりますが、一部の委員に変更が生じたため、土浦市藤沢集会所条例第 11 条第 4 項の規定に基づき、前任者の在任期間である令和 4 年 3 月 31 日まで新たに委員を委嘱するものです。

新たな委員は、氏名の頭に米印がついている 2 名の方でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。議案第 50 号は、委員が、町会長さんと地区長さんが替わられたことによる変更ということですね。

文化生涯学習課

はい。

教 育 長

ご意見ございますか。

続きまして、議案第 51 号 土浦市スポーツ推進委員の委嘱について、スポーツ振興課お願いします。

スポーツ振興課

スポーツ推進委員につきましては、スポーツ基本法及び土浦市スポーツ推進委員規則に基づきまして、72 名の方に、任期を 2 年ということをお願いしてございます。

現在の委員が 3 月 31 日をもって任期満了となりますので、新たに令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 2 年間の委員を委嘱するものです。

155 ページをお願いします。

こちらが新たな委員を委嘱する方で、星印が新任の方になってございます。

申し訳ありません。一部訂正をお願いしたいのですけれども、この表の真ん中の列

の四中地区の以後崎さんですけれども、女性の方ですので「女性」に訂正をお願いいたします。

以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。ご意見ございますでしょうか。

議案第 52 号は最後に回しますので、続いて、協議事項へ進みます。

協議事項（1）令和 3 年度土浦市学校教育指導方針（案）について、指導課お願いします。

指 導 課

それでは、資料 3 をご覧いただきたいと存じます。

それでは、説明させていただきます。土浦市学校教育指導方針につきましてでございます。こちらにつきましては、毎年 4 月に各学校に配付して、1 年間の指導方針について、これを基に各学校の運営をお願いしているというものでございます。

それでは、1 ページをお開きください。

1 ページは、土浦市学校教育指導方針のグランドデザインについてです。こちらのグランドデザインなんですけれども、土浦市、本市は、小中一貫教育が本市教育のベースとなりますことから、四つの視点、その中ほどでございますが、「9 年間を見通した系統的な学習指導の充実」、「ICT の効果的な活用」、「キャリア教育の充実」、そして「異年齢交流によるよりよい人間関係の構築」、この四つを今回新たに、このグランドデザインに盛り込みました。

この四つの視点につきましては、今までは小中一貫教育のグランドデザインの中に入っていた言葉でございますが、今回改めて土浦市の学校教育方針のほうに載せまして、より強く小中一貫教育について推進をしていきたいと考えてございます。

その小中一貫教育を支えるために、一つ目、確かな学力を育む教育の育成、二つ目、豊かな心を育む教育の推進、三つ目、健やかな体を育む教育の推進、四つ目、時代の変化やグローバル社会に対応できる教育の推進、そして五つ目、自立と社会参加に向けた特別支援教育の推進、この五つの柱について教育活動を推進してまいります。

この五つの柱を支える土台としまして、社会に開かれた教育課程の推進、そして就学前教育と義務教育を円滑に接続するための教育活動の推進、この二つについても推進してまいりたいと思っております。

続きまして、2 ページをご覧ください。

こちらについては、令和 3 年度の重点施策についてですので、詳細については次のページからご説明したいと思います。

それでは、3 ページをお開きください。

大きな 1 番、確かな学力を育む教育の推進でございます。基礎的な知識、技能を習得し、それらを活用して自ら考え、判断し、表現する力を育むとともに、児童生徒の主体的、対話的で深い学び、アクティブラーニングを通して確かな学力を育む教育の充実に努めたいと考えております。

続きまして、4 ページをご覧ください。

大きな 2 番、豊かな心を育む教育の推進でございます。体験や集団での活動等を通して、自己や他者のよさを知り、好ましい人間関係を形成するとともに、幼児児童

生徒一人一人の豊かな心を育む教育を推進してまいります。

それでは続きまして、5ページをご覧ください。

大きな3番、健やかな体を育む教育の推進でございます。健康で安全な生活のために必要な生活習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和の取れた児童生徒の育成に努めてまいります。

続きまして、6ページをご覧ください。

大きな4番、時代の変化やグローバル社会に対応できる教育の推進でございます。時代の変化やグローバル社会に対応できる能力の育成を目指して、今日的教育課題を的確に捉えた創意ある教育活動の充実を図ってまいります。

続きまして、7ページをご覧ください。

大きな5番、自立と社会参加に向けた特別支援教育の推進でございます。特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒が自己の持つ能力や可能性を最大限に伸ばし、自立と社会参加ができるように一人一人の生きる力を培う教育の充実を図ってまいります。

続きまして、8ページをご覧ください。

こちらにつきましては、令和3年度教育支援委員会の日程となります。定期的な会議は全6回実施しております。

教育支援委員会とは、発達障害等を持つお子さんに対して、特別支援学級に入級するための委員会、そこで判定するための委員会となっております。

それでは、9ページをご覧ください。

こちらは、土浦市小中一貫教育全体構想図でございます。義務教育9年間を通して、継続的で一貫性のある教育の場を設定することで、児童生徒の個性を伸ばす教育の充実を図ってまいります。

それでは続きまして、10ページをご覧ください。

こちらにつきましては、来年度、令和3年度主な事業内容となっております。

それでは続きまして、12ページをご覧ください。

こちらは、令和3年度園・学校訪問についてでございます。

来年度も、教育委員の先生方には計画訪問に同行していただきまして、各学校の取組についてご覧いただき、そして御指導いただければと存じます。

以上が土浦市学校教育指導方針の説明となります。以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。協議事項の1番、学校指導方針（案）について、ご質問はございますか。了承を得られれば、この場で決定ということですか。

指 導 課

はい。ここでご了承をいただければ、この後、4月にもう一度、正式版という形で委員の皆様方にお配りしたいと考えております。

教 育 長

そのような予定とのことですか。ご質問はございますか。

岡 島 委 員

1点だけいいですか。3ページの「プラン4 ICT教育の充実」のところで、ICT支援員配置とありますけれども、これは具体的に各校にどのぐらい配置とかが決まっているのでしょうか。

指 導 課

ICT支援員につきましては、今年度までは市で1名任用しておりまして、これは会社に委託している方なんですけれども、定期的に各学校を回って、要請があれば

学校で支援をしていただくという形を取っております。

来年度につきましては、それを1名増やして2名体制で、各学校のICT関係をサポートしていく予定でございます。

教 育 長

1名が2名になって倍増しているんですけども、少ないような気もするし、これも議会でいろいろと聞かれるんですけども、予算の関係で2名ということですよ。

指 導 課

はい。

教 育 長

岡島委員、よろしいでしょうか。

岡 島 委 員

スタートアップのときが、一番先生たちが大変だと思いましたので。分かりました。

教 育 長

最初の出だしですよ。

岡 島 委 員

そうですね。慣れてくればいいんでしょうけれども。

教 育 長

その辺よく留意していただきたいと思います。

指 導 課

はい。

教 育 長

そのほかございますか。

それでは、協議事項が終わりまして、続いて、報告事項が1番から10番までございますので、順次お願いします。

報告事項① 令和3年第1回土浦市議会定例会一般質問について、学務課、指導課をお願いします。

学 務 課

令和3年第1回土浦市議会定例会の一般質問について、資料4の2ページをお願いいたします。

会派代表質問で、公明党土浦市議団の平石議員からの質問でございます。

一つ目の質問が、GIGAスクール構想についてで、令和3年度から児童生徒1人1台にタブレット端末が配置されるが、どのような教育を進めていくのか。さらに、学校間で格差が生じないようにICT支援員などの人材を配置してはどうか。

二つ目の質問が、35人学級についてで、国では令和3年度から令和7年度にかけて、段階的に小学校の1学級の学級編成の基準を40人から35人に引き下げる方針を決めた。今後どのように35人学級を実現し、期待される教育上の効果はあるのか。以上、2点の質問を頂きました。

答弁の概要を読ませていただきます。

答弁の概要で、3、GIGAスクールの構想についてでございます。令和元年6月に制定された法律に基づき、国において、児童生徒1人1台の端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するGIGAスクール構想が掲げられ、本市でも、令和2年度内の整備完了を目指し、準備を進めております。

令和3年度からのICT活用に向け、ICT支援員の増員やモバイルWi-Fiの貸出し及び端末の使い方などの研修を行うことで、個に応じた学習や多様な学習を推進し、また学校間の格差の解消を目指します。

続きまして、35人学級について。現在、小中学校及び義務教育学校の学級編成は、国で定めた標準により、小学校1年生では1学級の人数を35人、その他の学年では40人を基本としております。一方、茨城県では、小学校1年生及び2年生は35人を学級編成の基本とし、その他の学年は、36人以上の学級が3学級以上になる場合に

1 学級増設する弾力化を行う方式などを採用しております。

このような中、個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、国では令和3年度から令和7年度にかけ、段階的に小学校2年生から小学校6年生までの小学校の学級編成標準を40人から35人へ引下げを行うに当たり、義務標準法の改正案を閣議決定いたしました。

35人学級が実現した場合の教育的効果については、1学級当たりの人数が少なくなることにより、先生方は子どもたち一人一人の学習状況を今以上に把握しやすくなり、つまづいている子どもにも素早く支援することなどが期待されます。

このようなことから、本市でも段階的に35人学級を進めてまいります。

続きまして、3ページをお願いいたします。

奥谷議員からの質問で、行政におけるデジタル化の推進についての中で、GIGAスクール構想の進捗状況について、次の3点について確認する。

1点目として、機器の管理及びソフトウェアの更新などの教職員の負担対応はどうか、2点目として、教職員の負担軽減のため、ICT支援員を各学校に1名配置してはどうか、3点目として、通信環境未整備の家庭への貸出し用Wi-Fiモバイルルーターの通信料は市の負担とするのか、以上について質問を頂きました。答弁の概要を読ませていただきます。

1番目としまして、ICT機器の管理、ソフトウェアの更新等への対応については、本市では5年間の賃貸借契約に基づき、端末及び周辺機器の保守を行います。端末自体の管理は、通常の授業や長期休業、臨時休業の際に速やかに使用できるよう各学校で管理することになります。

端末のソフトウェアや教材用アプリ、学習支援ツール、セキュリティソフトなどのバージョンアップは一括して教育委員会で行い、継続してICT機器を活用した教育の推進を図ります。

なお、児童生徒が端末を使用する際の個人情報、児童生徒一人一人にウェブ上のアカウントを付与し、データ通信を行うため、端末自体に学習の履歴は残りません。

2番目としまして、教職員の負担増加に対する対応については、新たな知識やスキルの習得が非常に重要となるため、各種ツールの基本操作など、学校間、先生間において差が生じないように、集合またはオンラインの研修会など、年間を通して定期的開催いたします。その際、研修を受講しても操作に不安がある教職員に対しては、教育委員会職員やICT支援員が各学校を訪問、支援し、負担軽減に努めます。なお、ICT支援員については、現在の1名から、令和3年度に2名に増員しますが、GIGAスクール構想に基づくICTを活用した教育の推進を一層図れるよう、今後、増員を検討していきます。

3番目としまして、通信環境未整備の家庭への支援については、昨年、貸出し用のモバイルWi-Fiルーターを市全体で300個購入し、長期休業中などにも家庭でのオンライン学習の機会が確保できるよう、各小中学校及び義務教育学校に配備を完了しました。

ただし、通信費用については、児童生徒の家庭での学習利用と私的利用を明確に区分けすることが難しいため、現時点においては、利用者の家庭でご負担いただく考

えでおります。以上でございます。

教 育 長

I C T支援員の配置は各学校1名が理想なんでしょうけれども、これから予算を獲得していくということでございます。

教 育 部 長

I C T支援員について、国の交付税措置って、いわゆる交付税を参入する市町村に入れるに当たって、一応4学校に1人分ぐらいの費用を見ているよということで、それが実際に市町村にその分として流れているわけではないんですね。一切国の補助はないので、全部市町村の持ち出しになっているというのが実態でございます。国のほうは、その分、見ているんだよとは言っているんですけども、それが無いという形で、一応今まで1名でやっていたのを2名でやるんですが、今後もさらに、いきなり全てI C T、1人1台を全員が同時に活用するということではありませんので、先生もそこはまず変えられないしという部分でありますので、まずは今回2名にして、さらに状況を見てこの辺は増やしていきたいなという考えです。お金が絡む部分なので、財政当局との交渉という形にはなりますけれども、そのように学校への支援ができればなというふうに現時点では考えてございます。

教 育 長

ありがとうございます。それでは、第1回市議会の一般質問についてはよろしいですか。

報告事項② 土浦市就学前教育連絡調整会議設置要綱の一部改正について、文化生涯学習課お願いします。

文化生涯学習課

定例会資料の158ページをお願いいたします。

土浦市就学前教育連絡調整会議設置要綱につきましては、令和2年5月1日付にて施行したところでございますが、令和3年4月からの組織改編に伴い、条項の一部を改正するものです。

改正の内容は、課の名称変更及び文言の修正が主な内容でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長

文言の修正が中心であるということでございます。よろしいですか。

報告事項③ 土浦市保幼小連携協議会設置要綱の一部改正について、文化生涯学習課お願いします。

文化生涯学習課

定例会資料の162ページをお願いいたします。

土浦市保幼小連携協議会設置要綱につきましても、令和2年5月1日付にて施行したところでございますが、令和3年4月からの組織改編に伴い、要綱の一部を改正するものです。

改正の内容は、「文化生涯学習課」を「生涯学習課」に改めるものです。

説明は以上でございます。

教 育 長

機構改革に伴う変更ということですか。よろしいですか。

報告事項④ 土浦市コミュニティ・スクール推進委員会設置要綱の制定について、文化生涯学習課お願いします。

文化生涯学習課

定例会資料の165ページをお願いいたします。

コミュニティ・スクールにつきましては、令和3年度から2年間を、新治学園義務教育学校を研究推進校に指定して導入に向けた検討を行っていくため、土浦市コミュニティ・スクール推進委員会設置要綱を制定するものです。

なお、推進委員会は 15 人以内で組織し、教育長が委嘱いたします。また、任期は 1 年となっております。

説明は以上でございます。

教 育 長

委員会をつくるための要綱を制定したということでございます。予算もたしか 53 万 4,000 円つく予定なんですよ。

文化生涯学習課

はい。

教 育 長

よろしいですか。

続いて報告事項⑤ 土浦市子ども会育成連合会事業補助金交付要項の一部改正について、文化生涯学習課お願いします。

文化生涯学習課

定例会資料の 168 ページをお願いいたします。

土浦市子ども会育成連合会事業補助金につきましては、土浦市補助金等交付規則に定めるもののほか、本要項に定めておりますが、子ども会育成連合会の事業見直しにより、補助対象事業の変更が必要となったことから、補助金交付要項の別表を改正するものです。

改正の内容でございますが、別表中の補助対象事業について、「ドッチボール中央大会」を削り、「リーダー講習会」を「親子サマーチャレンジ」に改めるものです。説明は以上でございます。

教 育 長

補助金要項を実態に合わせて改正するということでございます。よろしいでしょうか。

鈴木委員

親子サマーチャレンジというのは、具体的にどういうことを行うものですか。

文化生涯学習課

名称だけ、親子サマーチャレンジというふうなことでして、具体的な中身については役員などで協議していきたいと考えております。名称のとおり、夏休みに向けた親子で体験できるようなイベントを行うということでございます。

教 育 長

これは、海水浴とか潮干狩りなどを行うのですか。

文化生涯学習課

そこまでは考えていないようでして、できれば青少年の家を使った事業を行うということ考えているようです。

教 育 長

ありがとうございます。

続いて報告事項⑥ 土浦市放課後子供教室推進事業運営委員会要項及び土浦市放課後子供教室推進事業実施要綱の廃止について、お願いします。

文化生涯学習課

定例会資料の 169 ページをお願いいたします。

放課後子供教室推進事業につきましては、機構改革に伴い、教育委員会から市長部局のこども未来部に移管されますことから、新たに市長の事務として定めるため、土浦市放課後子供教室推進事業実施要項及び土浦市放課後子供教室推進事業運営委員会要綱を廃止するものです。

なお、市長部局において、子供教室推進事業実施要項と同運営委員会要綱を併せて制定する予定です。

説明は以上でございます。

教 育 長

機構改革に伴う変更で、これは子供教室なので、学童保育とはまた別なんですよ。週 2 回やっているほうでしたっけ。

文化生涯学習課

児童クラブと子供教室は、今後も一体化事業として進めていくということで、こど

も未来部のほうに子供教室につきましても移管してやっていくということでございます。

教育部長

もともと放課後児童のほうは厚生労働省の所管で、子供教室のほうは文科省の所管ということで、いずれも教育委員会のほうでやっていた、放課後児童クラブのほうは、市長から委任を受けて教育委員会でやっているという形になってございました。今回、こども未来部の設置を受けて、この放課後子供教室が今度は教育委員会のほうから市長のほうに委任をすると、事務委任をするような形で、文科省の事業を市長部局のほうでやってもらうということになります。

今回の要項、同じものを今度、市長部局のほうでどちらもつくることとなり、今までは、教育委員会の要項、告示になっていますので、あくまでも法的な話の部分で、教育委員会の部分を廃止して、新たに市長部局のほうでこれと同じものをもう一度つくってもらうということで、やることは一緒ということになってございます。

教育長

これがなかなか理解しにくくて、当初、学校のほうの反対があった。学校では、要するに放課後は、先生方は仕事があるからできないと学校長会は拒否して、首都圏では学校外の施設でやっている。つくば市なんかは学校外でやっているところが多いんですけども、土浦は、学校内にその施設を建てるということになったので、分かりづらい。文科省と厚生労働省という管轄の違いもある。これは、働くお母さんたちが多くなってきたので、支援する必要はあるものです。

続いて、報告事項⑦、土浦市文化財保存活用地域計画推進協議会設置要綱について、文化生涯学習課をお願いします。

文化生涯学習課

定例会資料の170ページをお願いいたします。

文化財保存活用地域企画推進協議会設置要綱の制定につきましては、文化財保護法第183条の3第1項に規定する文化財の保全及び活用に関する総合的な計画を作成するため、同法183条の9第1項の規定に基づき、土浦市文化財保存活用地域計画推進協議会を設置することから、同協議会設置要綱を制定するものです。

なお、協議会は委員20人以内をもって組織し、教育長が委嘱いたします。また、任期は2年となっております。

この文化財保存活用地域計画の概要及び協議会委員の委嘱につきましては、次年度以降の定例会において改めて御報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

教育長

ご質問ございますか。

鈴木委員

この組織は今まではなかったもので、新たに設置するということですか。

文化生涯学習課

はい。そのとおりでございます。

鈴木委員

分かりました。

教育長

よろしいですか。

続きまして、報告事項⑧ 土浦市立図書館資料の弁償に関する要綱の一部改正について、図書館をお願いします。

図書館

土浦市図書館資料の弁償に関する要綱の一部改正についてご説明いたします。定例会資料の173ページのほうをお開きください。



先ほど議案第 46 号の施行規則の一部改正にてご説明させていただいたとおり、弁償に関する要綱につきましても、図書館の実情に即した運用内容に改めるものです。資料の 2 (1) のとおり、運用の改正に加えまして、図書などの損傷の基準をこれまで要綱で定めておりましたが、これにつきましては、図書館の事務的な判断という要素が強いため、要綱から削除いたしまして、別に運用事項として、いわゆる内規的なものを図書館内で定めまして、それに基づいて運用していきたいと思っております。また、(2) は、施行規則の改正の際にご説明、こちらもしておりますが、弁償に関する要綱第 4 条に定めておりました弁償に依拠いただけない利用者の方への図書館利用の制限について、要綱のほうから削り、施行規則の第 17 条で規定するものです。

詳細につきましては、新旧対照表等をご参照願います。以上です。

教 育 長            ありがとうございます。図書館側での判断ではなくて、その要綱を改正して別に定めるといふことでよろしいですか。

図 書 館            はい。そうでございます。

教 育 長            続きまして、報告事項⑨ 土浦市立図書館資料の利用制限に関する要綱の一部改正について、図書館お願いします。

図 書 館            同じく図書館資料の利用制限に関する要綱の一部改正についてご説明いたします。

181 ページのほうをお願いいたします。

こちらも、ただいまご説明した弁償に関する要綱の一部改正に伴いまして、主にこちらは、文言ですとか表現のほうを、条例または施行規則、弁償に関する要綱に準じて訂正して改正したいと考えております。

説明は以上になります。

教 育 長            内容は同じでも、文言を少しやわらかくしたと。結論から言うと、そういうことですよね。

図 書 館            はい。あと、つくってから時間がたっていますので、今の法律の条文に則したような表現にしているものです。

教 育 長            ご質問等はよろしいですか。

鈴 木 委 員        実際のところ、この弁償に依らない利用者というのは、多くいらっしゃるんですか。  
図 書 館            申し訳ありません。実数は、今資料を持っていないんですが、実際のところは、多くはありませんが、いらっしゃいます。そういう方は、場合によっては職員が 2 名体制で、市内ですとか近隣の市町村の方は訪問督促という形を取る場合もあるんですが、私も以前何度か行ったことはあるんですが、中には、多分居留守だろうと思えるようなことを使う方もいらっしゃって、そういった方は基本的に、利用カードを持っていても二度と図書館にいらっしゃらないという方が多いのが現状です。

鈴 木 委 員        具体的には、図書を紛失したといったことですか。

図 書 館            紛失もありますし、あとは、児童書なんかは、小さいお子さんがいる家庭だと、お子さんがかじってしまったというようなことが事例としては多いです。

鈴 木 委 員        ありがとうございます。

教 育 長            よろしいですか。

報告事項⑩ 第 3 次土浦市子ども読書活動推進計画の策定について、図書館お願い

します。

図 書 館

第3次土浦市子ども読書活動推進計画の策定について、ご説明いたします。

資料の187ページをお願いいたします。

初めに、すみません、資料の語句の訂正をお願いいたします。表題のほうで「計画の確定」というふうになっておりますが、こちら「計画の策定」の誤りでございます。申し訳ありません。訂正をさせていただきます。

こちらの第3次計画につきましては、昨年11月の教育委員会定例会においてご報告させていただきましたが、策定委員会においてつくりました計画の素案を、本年1月5日から1月26日までの間で市民の方にパブリックコメントを実施いたしました。15件のご意見を頂きまして、このうち5件につきましては、計画素案に一部反映するという形で2月の策定委員会で決定し、今回策定をしたものです。

計画の内容につきましては、188ページにあります概要をご覧ください。

こちらにつきましては、以前の定例会でご説明したものと変更はございませんが、計画の趣旨は、子どもの読書活動のための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、子どもの健やかな成長に資することを目的としております。

計画の対象者、計画の期間につきましては、記載させていただいたとおりになります。

基本理念は、第2次計画からの継続の理念といたしまして「子どもたちの豊かな心と生きる力を育む」としまして、基本方針として「子どもが継続して読書に親しむ機会の提供・充実」、「子どもの読書活動のための環境の整備・充実」、「子どもの読書活動の普及・啓発」の三つを挙げております。

次ページのほうに計画の体系がございますが、こちらは基本方針に基づきまして、実際実施していく各取組の一覧となっております。この計画につきましては、現在、冊子のための印刷をしておりますので、今後、冊子としてできたら、また委員の皆様には配付させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

教 育 長

ありがとうございます。令和3年から5年間の計画ということで、これを策定したということです。よろしいですか。

報告事項⑩は、いじめ案件ですので後に回させていただきます。先に、その他①つちうら保幼少接続カリキュラムについて、文化生涯学習課をお願いします。

文化生涯学習課

定例会資料の190ページをお願いいたします。

幼児教育から小学校教育への円滑な接続ができるよう、土浦市保幼小接続カリキュラム作成委員会において、別添、こちらの冊子になります、カラー刷りのものがございます、つちうら保幼少接続カリキュラムがこのたび完成いたしましたので、ご報告いたします。

なお、作成いたしましたつちうら保幼少接続カリキュラムにつきましては、市内の幼児施設や小学校など55施設に配付して活用していただく予定でございます。また、CDなども併せて添付して配付する予定です。

説明は以上でございます。

教 育 長

ありがとうございます。かなり細かな資料で、ここまでまとまりましたのでご覧い

ただきたいと思います。このようにしっかりと作成できている市町村は、そんなにありませんよね。保育園や幼稚園が小学校にうまく接続して、特に1年生になったときのギャップをなくす、小1プロブレムの解消のためのものでもあります。続いて、その他② 令和3年度土浦市成人式について、文化生涯学習課お願いします。

文化生涯学習課

定例会資料の191ページをお願いいたします。

新型コロナウイルスの影響により延期となっておりました令和3年土浦市成人式の開催日につきましては、成人式運営委員会の新成人とウェブ会議を行い決定いたしましたので、御報告いたします。

開催日は、令和3年9月19日の日曜日です。午前と午後の部の2回に分けて開催いたします。場所は、クラフトシビックホール、市民会館です。

公表につきましては、市長記者会見にて発表いたしました。

説明は以上でございます。

教 育 長

9月19日の日曜日ということで、5月の連休ではないということで、コロナの状況によって、またどうなるか分からない部分もあるんですが、運営委員と相談したということで、3月1日の記者会見で新聞記者さんたちには発表しておりますので、新聞記事等にもなっていると思います。

ご質問ございますか。

その他、ございますか。

学校給食センター

教育長よろしいですか。学校給食における異物混入についての報告です。資料の用意はございません。

学校給食センターが土浦第一中学校に提供したハンバーグの中に、異物、金属片が混入した件につきましては、前回の定例会にて発生の報告をさせていただいたところですが、調査結果について報告をさせていただきます。

ハンバーグの製造工場の製造過程においては、エックス線異物検出検査及び3回の金属探知機検査が行われており、製造工場を管轄する保健所の立入調査が実施された結果、当該工場内で異物が混入する可能性は低いとの回答がございました。

また、製造業者が異物の成分検査を外部機関に実施した結果、異物はホチキスの針などである可能性が高いとの報告がございました。

しかし、結局、食品の製造から生徒に届く過程において、異物混入の原因究明にまでは至りませんでした。

その後の対応といたしましては、土浦一中保護者宛てに説明通知文を学校から送付いたします。そして、調理業者に対して、全ての作業工程での安全確認をこれまで以上に徹底し、納入業者及び製造業者に対しても、さらなる異物混入防止対策の徹底を依頼し、再発防止に取り組んでまいります。

報告は以上でございます。

教 育 長

私もこの現物を見たんですけども、例えば定例会の資料3の綴じ込みに使っているホチキスありますよね。このホチキスの針が真っすぐになったような1センチちょっとくらいで、太さは少しこれよりは太いものでした。このハンバーグは、新潟県の工場で作ったものでしたよね。

学校給食センター  
教 育 長

そうでございます。

それを土浦市が買った。だから、どこで混入したかは分からないということです。そのため、製造業者と給食センター、両方で注意していただくというものです。特に、学校や保護者から、その後クレームなどは来ているんですか。

学校給食センター

本日、土浦一中の校長先生とその件について、学校にお伺いして話をしたんですが、問合せは1件もなかったということでございます。

教 育 長

こういうことがないように、よろしく願います。よろしいですか。

それでは、次回の定例会の案内、お願いいたします。

教育総務課

次回の定例会につきましては、4月の第4週の火曜日、4月27日の午後4時から開催させていただきたいと考えております。よろしく願います。

教 育 長

4月27日火曜日4時からということで、御都合のある方は担当のほうに連絡いただいて。それで、これで、この後、いじめ関係のことを報告しますので、部長と参事と指導課、教育総務課長以外の方はご退席願います。よろしく願います。

－教育部長、参事、指導課長、教育総務課長以外退席－

【報告事項⑩「いじめ重大事態発生報告について」を報告】（非公開）

教 育 長

それでは、この後議案の52号に移りますので、議長を今野教育長職務代理者に願います。教育長、参事、指導課長は退席となります。部長と教育総務課長、よろしく願います。

－教育長、参事、指導課長退席－

【議案第52号「土浦市教育委員会教育長の辞職について」を協議】（非公開）

今 野 委 員

以上をもちまして、令和3年3月の教育委員会定例会を終了させていただきます。